

栃木県教育委員会定例会会議録

令和5(2023)年3月17日(金)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1 番 (教育長)	阿久澤	真理
2 番	陣内	雄次
3 番	板橋	信行(欠席)
4 番	鈴木	純美子
5 番	金子	達也
6 番	永島	朋子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	中谷	一彦
教育次長	中村	千浩
参事(高校再編推進担当)	佐瀬	学
総合教育センター所長	大高	栄男
施設課長	栗原	亨
義務教育課長	山岸	一裕
高校教育課長	長	裕之
特別支援教育室長	玉田	敦子
生涯学習課長	星野	肇
スポーツ振興課長	大牧	稔
文化財課長	山本	訓志
総務主幹	細川	智彦
人権教育室長	早乙女	寿雄
福利室長	高村	一弘
競技力向上対策室長	角田	正史
世界遺産登録推進室長	星野	光広
総務課主幹兼課長補佐(総括)	手塚	敬子
学校安全課主幹(安全・指導担当)	岡村	安将

3 午後3時30分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、教育委員の工藤敬子委員が2月24日に任期満了で退任され、2月25日から新たに永島朋子委員が就任された旨を告げた。

5 教育長職務代行者の指名及び議席の決定について、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、2月25日付けで、陣内委員を教育

長職務代行者に指名した旨を告げた。

また、議席については、栃木県教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、1番阿久澤教育長、2番陣内委員、3番板橋委員、4番鈴木委員、5番金子委員、6番永島委員に決定した旨を告げた。

6 教育長は、本日の会議録署名委員に5番金子委員を指名した。

7 教育長は、本日の議案等のうち、第4号議案及び第5号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

8 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

9 報告

- (1) 「登山計画作成のためのガイドライン（第二次改訂版）」について
教育長から説明を求められ、学校安全課主幹（安全・指導担当）が説明した。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。
- (2) 「栃木県立高等学校入学者選抜制度の在り方について
教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 提言3の中に、プレゼンテーションや実技検査など設定していくとなっている。以前勤務していた宇都宮大学で、入試の方法が変わり、家庭科に実技を課すようになったところ、入学した学生の資質が変わったということはそれほどないが、明らかに実技が得意な子が以前よりも目立つようになってきた。そういう意味では、実技検査やプレゼンテーションを増やすことは有効な手段だと思うので、よく検討の上、実施していただきたい。

[教育長]

- ・ 入試制度はこれまでも適宜改正してきたが、今回は大きな改正となるため、この機会に様々な課題も含めて、よりよいものにしていくために全般的な見直しをしていきたいと考えている。

[委員]

- ・ 制度改善に向けて望まれることにも記載されているが、制度の変更については、生徒や保護者への周知期間を十分とる必要があると思う。具体的な周知期間の考え方がるのであれば、教えてほしい。

[事務局]

- ・ 今後検討していくところだが、少なくとも中学1年生の早い段階か若しくは小学校6年生の段階か、これから中学校生活を迎えるという段階で周知したほうが、よ

り中学校生活が生きた形での入試になると考えている。

〔教育長〕

- ・ 提言をいただいた段階なので、教育委員会において、これから具体的な検討を行っていく。お知らせできるのは、スピーディーに検討ができれば早い段階で、時間がかかるようなら少し遅れるが、この2～3年の間にはなるとは思う。今後、検討していく中で御相談させていただきたい。

- 10 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 11 第1号議案 「教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について」
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見等はなかった。
- 12 第2号議案 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見等はなかった。
- 13 第3号議案 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規則の改廃について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見等はなかった。
- 14 教育長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。
- 15 第6号議案 県立学校管理規則の一部改正について
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見や質問はなかった。
- 16 第7号議案 栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則の制定について
第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見や質問はなかった。
- 17 第8号議案 博物館の登録に関する規則の制定について
第8号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から意見や質問はなかった。
- 18 教育長は、第4号議案及び第5号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 19 第4号議案 事務局等職員の人事について

第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

20 第5号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

21 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時13分、閉会した。

栃木県教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。